

桑名市物価高騰重点支援給付金 (3万円/1世帯)のご案内

物価高騰重点支援給付金 **(1世帯あたり3万円)** は、住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり3万円及び対象児童1人あたり2万円
※1回限り

給付対象世帯

令和6年12月13日時点において桑名市に住民登録があり、かつ、**世帯全員が令和6年度分の住民税均等割が非課税である世帯**

差押禁止及び非課税について

本給付金は令和5年12月28日に交付された「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」第3条により差押えが禁止されるとともに、非課税扱いとなります。

申請の有無 ※世帯の状況により異なります

①

世帯全員の**住民税(市県民税)均等割が非課税**の世帯(銀行口座登録済)

②

①以外の世帯や世帯員の状況が変わったなど支給要件の確認が必要な世帯

③

令和6年1月2日以降に桑名市へ**転入**した方もしくは、**未申告**の方がいる世帯

給付金支給決定のお知らせ(封筒)が届きます

確認書が届きます
返送期限 **(要返送)**
令和7年5月30日(金)まで

申請が必要です
申請期限
令和7年5月30日(金)まで

詳しくは裏面「I」へ

詳しくは裏面「II」へ

詳しくは裏面「III」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和6年度住民税（市県民税）均等割が非課税の世帯（銀行口座登録済）

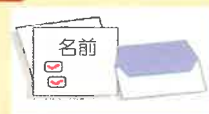
- 令和7年3月中に給付金支給決定のお知らせ（封筒）が届きます。
 - 振込先口座等に変更がなければ、**手続きは必要ありません。**
 - 対象口座を解約している場合などございましたら、ご連絡ください。
- ※ 口座変更の場合は、4週間ほど、お振込みが遅れますのでご了承ください。

II I 以外（銀行口座登録等がない）の世帯や、世帯員の状況が変わった世帯など支給要件の確認が必要な世帯

- 令和7年3月中に確認書（封筒）が届きます。
- 封筒が届いたら、同封の確認書へ記入し、必要書類を添付して同封の返信用封筒にて**返送又はオンラインで手続きしてください。**

【確認事項】

- ① 住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
- ② 住民税が課税となる所得があるのに未申告である世帯員がいないこと



III 令和6年1月2日以降に桑名市へ転入した方もしくは未申告の方がいる世帯

- 給付金を受け取るには、**申請が必要です。**
- 修正申告等により世帯全ての方が、住民税均等割非課税世帯になった場合
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に桑名市の窓口に直接または郵送でご提出ください。



★ こども加算について

- 本給付金の対象世帯の中に18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の児童が含まれている場合、当該児童1人につき2万円の給付を追加で受け取れます。



住民税非課税世帯等に対する給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(# 9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

桑名市役所 「物価高騰生活支援給付金」窓口
(桑名市役所 4階)

TEL 050-1750-2668 FAX 0594-24-1351

受付時間 平日9:00~17:00

〒511-8601 桑名市中央町二丁目37番地



◀市公式ウェブサイトは
こちらから